

出自を知る権利 — オーストラリア各州の状況 —

日比野由利[†]

IRYO Vol. 76 No. 1 (4-9) 2022

要旨

オーストラリアでは連邦政府によって定められたNHMRC（国立健康と医学研究評議会）ガイドラインによって、生殖補助医療で生まれた人の出自を知る権利が認められている。実際の法規制は各州に委ねられている。ビクトリア州では、配偶子提供の匿名性を完全に廃止したことで知られている。その影響は海を超えて日本にも到達し、法改正を促した。昨今、遺伝子検査を使って自力で血縁者を探し当てる人も増えているが、今後、日本でも配偶子提供の公的管理への要請が強まると予想される。そこで、本稿でオーストラリア各州の状況について知り得た情報をまとめておくことが役に立つと考える。

キーワード 配偶子提供, 匿名性, 出自を知る権利, 遺伝子検査, 公的管理

目 的

精子提供は、異性カップルにおける男性不妊のケースを対象に、数十年前から匿名（anonymous）で世界中において実施されてきた。オーストラリアは、子どもの出自を知る権利に関する先進的な取り組みで知られる。1989年の国連児童の権利条約には、「子どもはできる限りその父母を知り、（かつ父母によって教育される権利を有する）」（第7条）とされ、精子・卵子提供などの第三者が関わる技術から生まれた人には、遺伝的、生物学的親を知る権利があると解されている。

オーストラリア連邦政府では、生殖補助医療に関して、NHMRC（国立健康と医学研究評議会）によるガイドライン¹⁾が定められ、出自を知る権利が認

められている。実際の法規制は、各州によって定められている。ビクトリア州では2017年3月に配偶子提供の匿名性が完全に廃止された。この法改正は、過去に遡って適用されたため、過去に匿名で提供したドナーの情報も、例外なくすべて公開されることになった。

この衝撃は海を越え、ビクトリア州の法改正が審議中の2012年に、ベルギーの生命倫理学者は、（もしこの法改正案が実現すれば）政府に対する信頼を失墜させるものであると強く非難したほどである²⁾。その後、2018年8月、日本では、精子提供を長年行ってきた慶應大学病院が新規患者の受け入れを停止すると発表するなど波紋を及ぼした³⁾。停止する理由について、将来、ドナー情報が公開される可能性があることと伝えたところ、新規ドナーの確保が困

金沢大学 医薬保健総合研究科 † 教員

著者連絡先：金沢大学 医薬保健総合研究科 〒920-8640 石川県金沢市宝町13-1

e-mail : hibino@staff.kanazawa-u.ac.jp

(2021年7月26日受付, 2021年12月10日受理)

The Right of Donor-Conceived Individuals to Obtain Genetic-Heritage Information in Each State of Australia

Yuri Hibino, Kanazawa University

(Received Jul. 26, 2021, Accepted Dec. 10, 2021)

Key Words : gamete donation, anonymity, the right of donor-conceived individuals, DNA test, public governance